

2025 年 4 月 1 日

次世代育成支援法に基づく一般事業主行動計画

株式会社イトーヨーギョー行動計画

全ての従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

2025 年 4 月 1 日から 2030 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内 容

■イ. 計画期間内に、男性の育児休業を 1 人以上取得することとする。

男性の社員について、子どもが生まれる際の休暇の取得をやすく、育児休業取得がしやすい環境の整備を行う。

<対策>

- ・2025 年 4 月～ 男性社員の子の出生の際に取得する休暇の取得実態調査
- ・2026 年 4 月～ 最新の育児休業制度の把握・案内方法等検討
- ・2027 年 4 月～ 社内掲示板等による従業員への周知
- ・2030 年 3 月末 実績の集約

■シ. 計画期間内に、全従業員の時間外労働時間を 1 人当たり月平均 20 時間以内とする。

<対策>

- ・2025 年 4 月～ 全従業員の時間外労働時間の集計・現状把握
- ・2027 年 4 月～ 各月及び年間ベースでの時間外労働時間を部門ごとに共有
- ・2030 年 3 月末 実績の検証

以 上